

随意契約理由書

本業務は、令和5年6月2日（金）の台風2号に伴う大雨により発生した道路法面の土砂崩れの復旧に必要な道路防災工事を行うものである。

当該道路は、和泉市春木川町から幹線道路である一般国道170号、和泉市街地へ通ずる道路で、路線バスやスクールバスが運行されているなど地域住民にとって重要な道路である。今後、土砂崩れが拡大する可能性があるため、早急な復旧が求められている。

以上のことから緊急に契約を締結する必要があるため、競争入札に付しては、この目的を達成できないため、一般国道480号外 緊急処理及び道路維持修繕工事（単価契約）（R4-2 鳳土木事務所）において、修繕工事の実績を有しており、会社所在地が復旧箇所の近傍にあり、すぐに業務開始が可能な植林建設株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をおこなうものである。

比較見積省略理由

本業務については、「施行令5号随意契約（特に急迫を要する緊急工事）標準手続きフロー図」に則り、緊急工事等施工依頼を行い、概算見積書を徴収した。

徴収した概算見積書と当事務所で積算した設計金額とを比較検討したところ、妥当と考えられることから、比較見積を省略するものです。